

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約

制 定 令和 6 年 4 月 26 日

最近改正 令和 7 年 4 月 22 日

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は「保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 令和 9 年に保土ヶ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、区民が揃って祝うことができる周年事業（以下「周年事業」という。）を実施するため、実行委員会を設置する。

(構成)

第 3 条 実行委員会は委員及び顧問で構成する。

(委員)

第 4 条 実行委員会の委員は、第 2 条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とする。

2 委員の任期は、実行委員会設立の日から周年事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 会計監査 2 人

2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 会計は、実行委員会の会計を掌る。

5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

6 役員は別表 1 による職のものをもって充てる。

(顧問)

第 6 条 顧問は別表 2 による職のものをもって充てる。

2 顧問は、周年事業の実施に関し、それぞれの立場から実行委員会に対して必要な意見を述べることができる。

(会議)

第 7 条 実行委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議では次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画

(3) 規約等の制定改廃

(4) その他会長が必要と認める重要な事項

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

4 会議は、会長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(役員会)

第8条 周年事業について必要な議案を審議するため、役員会を置く。

2 役員会は第5条に定める役員に加え、別表3による職のものから構成する。

3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

4 会議の議事は、役員の過半数をもって決するものとする。

(補助金審査会)

第9条 周年事業に係る補助金事務を実施するため、補助金審査会を置く。

2 補助金審査会は別表4による職のものから構成する。

3 補助金審査会では周年事業に関する活動補助金に係る審査決定及び交付事務を行う。

4 補助金審査の決定は、委員の過半数をもって決するものとする。

(特別委員会)

第10条 周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

(部会)

第11条 区民が主体で行う周年事業について、活動団体の登録及び当該活動を所掌するため、こども部会、魅力部会及びつながり部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名した実行委員会所属団体の中から選任した者とする。また、その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 部会の運営については、部会において定める。

(財務)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、保土ヶ谷区役所地域振興課内に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めがない事項については、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和6年4月26日から施行する。

この規約は、令和7年4月22日から施行する。

(別表1)

役職	職名
会 長	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会会長
副 会 長	保土ヶ谷区民会議代表委員
副 会 長	保土ヶ谷区社会福祉協議会会長
副 会 長	保土ヶ谷民生委員児童委員協議会会長
会 計	保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区商店街連合会会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区老人クラブ連合会会長

(別表2)

役職	職名
顧 問	横浜市議員
顧 問	神奈川県議会議員
顧 問	保土ヶ谷警察署長
顧 問	保土ヶ谷区長

(別表3)

役職	職名
役 員	保土ヶ谷区青少年指導員協議会会長
役 員	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長
役 員	保土ヶ谷区保健活動推進員会会長

(別表4)

役職	職名
会 長	実行委員会委員の中から互選する
委 員	こども部会長
委 員	魅力部会長
委 員	つながり部会長
委 員	保土ヶ谷区総務部総務課長